

第1回 非財務情報の開示指針研究会 事務局資料

2021年6月

経済産業省

経済産業政策局 企業会計室

本研究会の目的

- 近年、企業の情報開示において、非財務情報の重要性が世界的に高まる中で、大企業を中心とした国内外の企業は、各種媒体を通じて非財務情報の開示に取り組んでいます。
- また、既存の指針設定主体による組織統合の動きや共同声明の発出のほか、IFRS財団による国際サステナビリティ基準審議会の設立に向けた動き等の活発な動きが続いているように、指針をめぐって世界的な動向変化の最中にあります。
- こうした中、非財務情報及びその指針に関する世界的な動向に関する情報の共有を行いながら、我が国や世界において質の高い非財務情報の開示を実現する指針のあるべき方向性の検討を実施することが重要です。
- 本研究会においては、非財務情報の開示指針の方向性について認識の共有を行いながら、非財務情報の利用者との質の高い対話に繋がる開示、及び開示媒体の在り方について検討します。
- また、非財務情報の開示及び指針に関する我が国の立場を的確に発信し、我が国の非財務情報の開示に関する国際的な評価を高めることを目指します。

本研究会の全体像（予定）

回数	アジェンダ
第1回 (本日)	開示指針の世界的な動向把握 <ul style="list-style-type: none">✓ IFRS財団による国際的なサステナビリティ基準のための審議会の設置に関連する定款改定案の概要✓ EU非財務情報指令改定の概要✓ 非財務に関する基準設定主体の動向<ul style="list-style-type: none">➢ 非財務基準設定主体の連携とValue Reporting Foundation (VRF)➢ CDPを通して見る非財務情報開示の国際動向
第2回 (7月上旬)	開示指針に準拠した開示例 <ul style="list-style-type: none">✓ 我が国企業の開示事例に照らし、「企業価値に関する報告 - 気候関連の財務報告基準プロトタイプの例示」の検討
第3回 (8月上旬)	開示事例を踏まえた開示指針 <ul style="list-style-type: none">✓ 我が国企業の開示事例を踏まえた、情報利用者との質の高い対話に資する開示指針の考え方✓ 非財務情報開示における海外動向と、国内への取込にあたっての課題の把握と共有
第4回 (9月上旬)	開示媒体の考え方 <ul style="list-style-type: none">✓ 統合報告書、サステナビリティレポート等、企業が非財務情報を開示する際の媒体の考え方✓ XBRLの活用等、非財務情報のデジタル・レポーティングを進めるにあたっての枠組み整理

※第4回以降も、非財務情報の開示指針に関する世界的な動向を踏まえて、継続的に研究会を開催する。

※上記の他、議題に応じて国内外の有識者からの発表なども状況に応じて実施。

1. 非財務情報開示指針を巡る世界的な動向

2. IFRS財団によるパブリックコンサルテーション
(2020年9月)

3. IFRS財団による定款改定案
(2021年4月)

4. EU非財務情報開示指令の改定

5. ディスカッションをいただきたい事項

非財務情報開示指針を巡る最近の動向

- 非財務情報の重要性の高まりの中で、昨年来、開示枠組み・基準を巡る動きが活発化。
 - 5団体（CDP、CDSB、GRI、IIRC、SASB）は、2020年9月に共同声明、12月には気候変動関連の財務開示基準のプロトタイプを公表。
 - 世界経済フォーラム（WEF）は、2020年9月、ステークホルダー資本主義指標を公表。
 - IFRS財団は、2020年9月～12月、サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設置に関するパブリックコンサルテーションを実施。これを踏まえ、2021年4月には財団の定款改定案を発表。また、6月にはISSBの議長・副議長を公募（6月末まで）。
 - 英国FRCは企業報告に関するディスカッションペーパーを公表（2020年10月）、米国SECは気候変動関連開示に関する意見募集を実施（2021年3月～6月）、欧州委員会は非財務情報開示指令の改定案を発表（2021年4月）。

図：各団体の動向

	2020	2021
IIRC	7月 協働を発表	9月 共同声明発表 12月 プロトタイプ発表 6月 Value Reporting Foundation 発足
SASB		
GRI		11月 統合を発表
CDP		
CDSB		
TCFD		5団体 プロトタイプへ影響
IFRS財団	パブリックコンサルテーション (9月末～12月末)	3月 ※ WG設立 4月 定款改定案発表 6月 ISSB 議長・副議長公募 11月 (COP26) ISSB設立について最終決定(予定)
WEF	9月 ステークホルダー資本主義指標を発表	1月 ガボス・アジェンダ (オンライン) 5月 ガボス会議 特別総会
欧州委員会		4月 非財務情報開示指令改定案発表
FRC (英)		10月 ディスカッションペーパー公表
SEC (米)		気候変動関連開示に関する意見募集 (3月～6月)

※サステナビリティ報告基準審議会に向けた技術的準備を行うためのワーキンググループ

1. 非財務情報開示指針を巡る世界的な動向
- 2. IFRS財団によるパブリックコンサルテーション
(2020年9月)**
3. IFRS財団による定款改定案
(2021年4月)
4. EU非財務情報開示指令の改定
5. ディスカッションをいただきたい事項

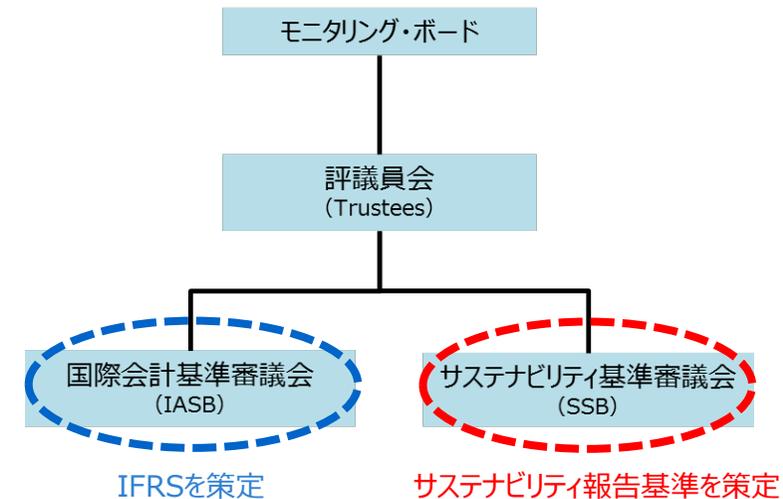
IFRS財団による基準策定に向けた動き

- 2020年9月～12月、IFRS財団は、サステナビリティ基準審議会（SSB）の設置に関するパブリックコンサルテーションを実施。

IFRS財団パブリックコンサルテーションの概要

- 国際的に認められたサステナビリティ報告基準の必要性はあるか。
 - IFRS財団はこの基準の設定において役割を果たし、基準設定活動をこの領域に拡大すべきか
- IFRS財団のガバナンスの下にSSBを設置することは、サステナビリティ報告の一貫性と比較可能性を達成するための適切なアプローチか。
- SSB成功のための要件についてのコメントはあるか。
- IFRS財団は、SSB基準の採用及び一貫した適用を国際的に進めるため、ステークホルダーとの関係を活用できるか。
- サステナビリティ報告における既存の取組をどのように基礎として協力すべきか。
- 既存の各法域の取組をどのように基礎として協力すべきか。
- IFRS財団がSSBを設置する場合、気候関連財務開示に最初に取り組むべきか。
- 気候関連リスクについて、焦点を絞って定義すべきか、より広範な環境要因を考慮すべきか。
- 当初はシングルマテリアリティから始める漸進主義的なマテリアリティのアプローチに賛同するか。
- 開示されるサステナビリティ情報は監査又は外部保証の対象であるべきか。

図：IFRS財団提案におけるSSBの位置づけ



IFRS財団パブリックコンサルテーションへの対応

- IFRS財団によるサステナビリティ基準審議会（SSB）の設置に関するパブリックコンサルテーションに対し、2020年11月、IFRS対応方針協議会として意見を提出。

※IFRS対応方針協議会：メンバーは日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、東京証券取引所、日本証券アナリスト協会、企業会計基準委員会、財務会計基準機構、金融庁、経済産業省、法務省。

IFRS対応方針協議会の意見のポイント

- 国際的に認知されたサステナビリティ報告基準の必要性に同意。
- 高品質な基準設定を通じた資本市場の透明性・効率性の向上という、IFRS財団がこれまで果たしてきた役割を維持し、会計基準の開発に関するリソースに影響を与えないことを前提として、IFRS財団がSSBを設置することを支持。
- サステナビリティ報告基準の策定が成功するためには、ガバナンス、資金調達、及び人材に関する多様性の確保が重要。
- SSBメンバーについては、技術的知見だけでなく、**地域・業界・専門分野等の多様性も重視すべき**。ESG領域の専門家だけでなく、作成者や投資家など、資本市場の主要な参加者の含めたバランスの確保が重要。
- サステナビリティ報告基準の策定には、IFRS財団が築き上げたステークホルダーとのグローバルなネットワークを活かすことが重要であり、幅広いステークホルダーからの支持を得ることが不可欠。
- **既存組織と連携し、その取組をベースにサステナビリティ報告基準の策定を行うことに同意**。一から基準を策定することは非効率であるだけでなく、基準が多数存在する現状をさらに複雑化させる。
- IFRS財団がサステナビリティ報告基準を策定する際は、IFRSと同様、原則主義ベースに基づくべき。
- 気候変動が喫緊の課題であることは理解するが、**S（社会）やG（ガバナンス）も並行して対応すべき**。
- サステナビリティ報告における主要な報告対象者は、**投資家を中心とする資本市場の参加者、財務情報のその他の利用者とするべき**。その上で、重要性の範囲は**シングル・マテリアリティを基本に考えるべき**。

パブリックコンサルテーションへの回答の概要

- 2021年4月、IFRS財団は、2020年9月～12月に行われたパブリック・コンサルテーションへの回答をとりまとめ、それに対する評議員会の見解を発表した。

【パブリックコンサルテーション】

- 2020年9月から12月末まで実施。
- 様々な地域・ステークホルダーから577件の回答。（政策・規制関係者、会計関係者、ESG関係者、個人、市場参加者等を含む）



【寄せられたコメントの概要】

- サステナビリティ報告の国際的な一貫性及び比較可能性の向上を求める声、及び早急な対応が必要であるとの認識が示された。
- IFRS財団がグローバルなサステナビリティ報告における役割を果たすことへの幅広い支持が示された。
 - IOSCO：世界的に一貫性があり、比較可能で、信頼できるサステナビリティ開示基準が必要との声明を発表。
 - 金融安定理事会：G20財務大臣及び中央銀行宛て書簡の中で、TCFD提言に基づくプロトタイプの開発を通じて、気候に最初の焦点を当てたサステナビリティ報告基準のコンバージェンスを加速させるIFRS財団の取り組みを歓迎。

パブリックコンサルテーションに対する回答の詳細（1/2）

- パブリックコンサルテーションで提示された論点のうち、サステナビリティ報告の想定利用者、サステナビリティ報告の対象となる非財務情報の範囲、といった論点については、寄せられた回答の中で見解が大きく分かれる傾向が見られた。

サステナビリティ報告の利用者を投資家とすることについて…

Broad support / Respondants suggested

- 審議会が設定する基準は、投資家が求める情報に焦点を当てるのが良い
- 審議会は投資家が求めるサステナビリティ項目が拡大しているという認識が必要

Some disagreed / explained

- サステナビリティ報告の利用者を投資家とすることには反対
- サステナビリティ報告基準はマルチステークホルダーアプローチを取るべき
（マルチステークホルダーアプローチは国連SDGsに向けた進捗状況について適切な情報が提供できるため）

パブリックコンサルテーションに対する回答の詳細（2/2）

- パブリックコンサルテーションで提示された論点のうち、サステナビリティ報告の想定利用者、サステナビリティ報告の対象となる非財務情報の範囲、といった論点については、寄せられた回答の中で見解が大きく分かれる傾向が見られた。

サステナビリティ報告の対象となる非財務情報について…

Broad support / In general

- 投資家に関係するサステナビリティ情報に焦点をおくという提案に同意する
- 投資家の情報ニーズや投資家が求めるサステナビリティ項目の範囲についての議論に関する、基準設定5団体の取組を支持する

Most notably from the EU

- グローバルに作成される情報が、EUの取組と緊密に連携されることを求める
- IFRS評議員会の提案では、新たな審議会が、企業の環境へのインパクトを考慮するか明確でないことに懸念がある（企業活動が環境に与える影響は、投資家にとっても重要性が増している）

パブリックコンサルテーションを踏まえたIFRS財団の対応

1. 新審議会の創設について

- **新審議会設立に向け、定款の改定案を公表。**90日間のパブリックコメントを実施（7/29まで）。
- グローバル基準（特に気候分野）に対する緊急の必要性があることから、**本年11月のCOP26の前の最終決定を目指す。**
- 現在、新審議会の議長・副議長の候補者を公募中（6月末まで）。

2. 新審議会の戦略的方向性

- 企業価値向上のための投資家重視 (*Investor focus for enterprise value*) : **投資家をはじめとする世界の資本市場参加者の意思決定に重要な情報に焦点**を当てる。
- 気候関連情報について緊急性があることから、まずは気候関連の報告に注力し、同時に他のESG事項に関する投資家の情報ニーズに応えるように努める。
- 既存のフレームワークに基づく作業 : **TCFD及び企業価値に焦点を当てたサステナビリティ報告の基準設定主体連合の活動を基盤**とする。評議員会は、連合が提案した気候変動開示のプロトタイプを検討する。
- ビルディング・ブロック・アプローチ : **主要な地域の基準設定主体と協力**することにより、世界的に一貫性があり、比較可能なサステナビリティ報告のベースを提供する。また、より広範なサステナビリティの影響を捉える報告要件を調整するための柔軟性も提供。

3. ワーキンググループ・地域との連携

- 新審議会が発足するまでの間、評議員会は2つのワーキンググループを立ち上げるとともに、地域との連携を継続する。

Technical readiness WG

- **新審議会の技術的な準備**のためのワーキンググループ。メンバーは **TCFD、VRF、CDSB、WEF**。GRI、CDPとも連携。
- サステナビリティに関する専門知識を有し、企業価値に焦点を当てた統合報告基準やフレームワークに携わる組織が参加し、新審議会に対して技術的提案を行う。

Multilateral WG

- **マルチステークホルダー専門家協議委員会の設立を検討する**ためのワーキンググループ。評議員会、IOSCO、その他関連組織が参加。
- マルチステークホルダー専門家協議委員会
 - ステークホルダーが新審議会に対してサステナビリティ事項について助言する場
 - 地域別基準を含む、より広範なサステナビリティ報告要件の一貫性を促進・調整

地域との連携

- 世界的に一貫性があり、比較可能なサステナビリティ報告のベースを提供するため、また、より広範なサステナビリティ報告要件との調整にかかる柔軟性を提供するため、**評議員会と2つのWGは地域との連携を継続する。**（ビルディング・ブロック・アプローチ）
- 特に、欧州委員会及びEFRAGからの、EUとIFRS財団の関係についての承認を歓迎。世界的な収斂の取り組みにかかる両者の対話を期待。

1. 非財務情報開示指針を巡る世界的な動向
2. IFRS財団によるパブリックコンサルテーション
(2020年9月)
- 3. IFRS財団による定款改定案
(2021年4月)**
4. EU非財務情報開示指令の改定
5. ディスカッションをいただきたい事項

IFRS財団による定款改定案の公表

- 2021年4月、IFRS財団の評議員会はパブリック・コンサルテーションの結果を踏まえ、IFRS財団に「国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）」を新たに設置・運営するための定款の改定案を公表した。
- その上で、改定案についてのコメントを2021年7月29日を期日として募集している。

IFRS財団の定款改定案の3つのポイント

1. IFRS サステナビリティ基準を設定する新たな審議会を創設するために、IFRS財団の任務を拡張する
 - ✓ IFRS財団の目的に、IFRS サステナビリティ基準に関する条項を追加する
 - ✓ 新たな審議会の構造や機能に関する条項を追加する （次スライドで説明）
2. IFRS財団のガバナンス構造の下に IFRS サステナビリティ基準を設定するための国際サステナビリティ基準審議会を創設する
 - ✓ 新たな審議会の名称を「国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）」とする
 - ✓ 新たな審議会に関連した基準の名称を「IFRS サステナビリティ基準」とする
3. （上記の修正を受けて）IFRS財団のエグゼクティブ・ディレクターの任命に関する規定を適合修正する

※上記提案の他、定款の改定案についてコメントがある場合にもコメントを求めている。

IFRS財団による定款改定案の提案のポイント

- 新たに設置が提案されている「国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）」は適切な技能を持つ人材を確保するため、審議会メンバーの常勤/非常勤、地域毎の構成人員について、国際会計基準審議会（IASB）よりも柔軟性の高い構造が提案されている。
- また、ISSBの審議会のメンバーに必要な「専門的能力及び知識」について、詳細な説明が追加されている。

主要な相違点	国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）	国際会計基準審議会（IASB）
非常勤メンバー	<u>7名未満</u> （審議会メンバー14人のうち、“A minority of ISSB members”を非常勤と出来る旨を提案）	最大3名
地域毎の構成人員	<u>アジア・オセアニア：3名</u> 欧州：3名 アメリカ：3名 アフリカ：1名 <u>地域を特定せず：4名</u>	アジア・オセアニア：4名 欧州：4名 アメリカ：4名 アフリカ：1名 地域を特定せず：1名
メンバーの主たる要件	<ul style="list-style-type: none"> ● サステナビリティ及び報告についての証明された専門的能力及び知識 <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>技能、経験及び視点の幅広い基盤が必要</u> ➢ <u>サステナビリティに関連性のある多様な範囲の専門性及び役割を反映する職業的背景を有する</u> ● サステナビリティ報告を取り巻く環境の認識 	<ul style="list-style-type: none"> ● 財務会計及び財務報告についての証明された専門的能力及び知識 <ul style="list-style-type: none"> ➢ （専門的能力及び知識の詳細説明はない） ● 財務報告を取り巻く環境の認識
決議要件	● 公開草案又はサステナビリティ基準書の公表には、 <u>単純過半数</u> の承認を必要とする。	● 公開草案又はIFRS会計基準書の公表には、 <u>8名（総員13名以下の場合）又は9名（総員14名の場合）</u> の承認を必要とする。

IFRS財団が設置したワーキング・グループ

① Technical readiness working group

- IFRS財団は3月に公表した「協議ペーパーに対するフィードバックに基づく戦略的な方向性及び今後の手順」において、TCFDや企業価値に焦点を置いた既存の基準設定主体との連携を表明。
- その上で、IFRS財団は4月に公開した協議ペーパーへのフィードバック・コメントにおいて、“Technical readiness working group”の設置を公表した。このワーキング・グループには、国際サステナビリティ基準審議会による基準設定をサポートし、サステナビリティ報告基準の統合に向けた役割が期待されている。
- ワーキング・グループのメンバーは SASB/IIRC（VRF）、TCFD、WEF等の非財務情報に関する開示指針を設定している民間団体の他、国際会計基準審議会（IASB）も参加。これによる財務報告とのシナジー（相乗効果）を期待している。

Technical readiness working group に関する説明

- 評議員会は、企業価値に焦点をあてた国際的なサステナビリティ報告基準のコンバージェンスを加速するとともに、IFRS財団の下に設置される新審議会の技術的な準備を進めるために、Technical readiness working groupを設置した。このワーキング・グループは、サステナビリティ報告及び統合報告、並びに企業価値に焦点を当てた基準設定及びフレームワーク設定における既存の専門性を有する機関（※）から構成される。
（※メンバー：CDSB、IASB、SASB/IIRC（VRF）、TCFD、WEF オブザーバー：IOSCO、IPSASB（国際公会計基準審議会））
- Technical readiness working group の主要な任務の1つは、サステナビリティ報告基準における統合を促進し断片化を低減させる目的で、技術的専門性及び内容がどのようにしてIFRS財団のガバナンス構造の下で新審議会に移行される可能性があるのかをレビューすることである。
- 提案している審議会の創設に先行する期間において、評議員会はTechnical readiness working groupへのIASBの参加を求めた。IASBの参加が、財務報告との効果的なシナジー効果が発揮される機会を早期の提供できると考えてのことである。

（資料：IFRS Foundation “Proposed Targeted Amendments to the IFRS Foundation Constitution to Accommodate an International Sustainability Standards Board to Set IFRS Sustainability Standards”等に基づき経済産業省作成）

IFRS財団が設置したワーキング・グループ

② Multilateral working group

- IFRS財団は4月に公開した協議ペーパーへのフィードバック・コメントにおいて、サステナビリティ報告に関わっている国際的な利害関係者と、審議会の対話を実施する場としての「マルチステークホルダー専門家協議委員会」を設置を検討するため、IOSCO及び他の関連する機関が参加する“Multilateral working group”の設置を公表した。
- ワーキング・グループが設置を検討している「マルチステークホルダー専門家協議委員会」の設置を通じ、国際サステナビリティ基準審議会によるビルディング・ブロック・アプローチの理解・達成を念頭に置いており、EUとの対話を意識したものと考えられる。

Multilateral working groupに関する説明

- Multilateral working groupは、審議会がIOSCO及び他の関連機関と共に、マルチステークホルダー専門家協議委員会の設置を検討する。マルチステークホルダー専門家協議委員会は、サステナビリティ報告に関わっている国際的な利害関係者と、提案している新審議会との対話を実施する場となる。
- 評議員会は、この分野において主要な各法域との対話を継続する。対話を継続する目的は、新審議会がどのようにして、国際的に一貫した比較可能なサステナビリティ報告のベースラインを提供しつつ、より幅広いサステナビリティの影響を捉える報告要求事項に関する協調のための柔軟性も提供することができるのか（ビルディング・ブロック・アプローチ）を理解するためである。評議員会は特に、EUと当財団との間で確立されている特定の関係を欧州委員会及び欧州財務報告諮問グループが認知し、国際的なコンバージェンスの取組みへの参加を考えている関係者との対話が行われることを歓迎する。

1. 非財務情報開示指針を巡る世界的な動向
2. IFRS財団によるパブリックコンサルテーション
(2020年9月)
3. IFRS財団による定款改定案
(2021年4月)
- 4. EU非財務情報開示指令の改定**
5. ディスカッションをいただきたい事項

非財務情報開示指令の改定

- 2021年4月、欧州委員会は非財務情報開示指令の改定案を発表。
- 現行の指令に比べて、**対象企業は拡大、開示内容はより詳細に。**

	現行 (非財務情報開示指令, 2014/95/EU)	改定案 (Corporate Sustainability Reporting Directive, 2021年4月21日発表)
対象	従業員500名以上の上場企業等	全ての大企業 ^{※1} 及び上場企業 ^{※2}
開示項目	<ul style="list-style-type: none"> 環境、社会、従業員、人権の尊重、汚職・贈収賄防止に関する以下の情報 <ul style="list-style-type: none"> - ビジネスモデルの概要 - 上記事項への対応方針（デューデリジェンスプロセスを含む） - 対応方針の実施結果 - 主要なリスク及びリスク管理方法 - 個別事業に関する非財務KPI 取締役の多様性に関する方針、目的、実施方法、結果 	<ul style="list-style-type: none"> 企業がサステナビリティ事項に与える影響 サステナビリティ事項が企業に与える影響 無形資産に関する情報 開示情報を特定したプロセス （詳細は次頁以降を参照）
開示基準	<ul style="list-style-type: none"> 任意のガイドラインを公表 特定の基準の利用は義務づけられておらず、国際基準等から自由に選択・利用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細な開示内容をサステナビリティ報告基準にて規定。企業は本基準に基づく開示が義務。 基準はEFRAGが開発中で、2022年10月末までに委任法として採択予定。以降、3年に一度見直しを実施。
その他		<ul style="list-style-type: none"> 財務情報・非財務情報ともに単一電子フォーマットを利用して提出。

※1 大企業とは、a: 総資産残高2000万ユーロ以上、 b: 純売上高4000万ユーロ以上、 c: 従業員数250人以上 のうち、2つ以上の条件を満たす企業

※2 上場企業のうち、micro-undertakings (a: 総資産残高35万ユーロ、 b: 純売上高70万ユーロ、 c: 従業員数10名のうち、2つ以上の条件を超えない企業) を除く

指令改定案における開示要求事項

- 新指令では、以下の項目を開示要求事項として規定。詳細については、2022年10月までに委任法として採択予定の「サステナビリティ報告基準」に規定される。

- a. 事業のビジネスモデル・戦略についての簡単な説明（以下を含む）
 - (1) サステナビリティに関連したリスクに対する企業のビジネスモデル・戦略のレジリエンス
 - (2) サステナビリティに関連した企業の機会
 - (3) 企業のビジネスモデル・戦略と、サステナブル経済への移行及びパリ協定に沿った気温上昇の抑制（1.5度以下）の両立を確保するための計画
 - (4) 企業のビジネスモデル・戦略は、ステークホルダーの利益と、企業がサステナビリティに与える影響をどのように考慮に入れているか
 - (5) サステナビリティに関して、企業の戦略がどのように実施されているか
- b. 企業が設定したサステナビリティに関連した目標と、その目標達成に向けた企業の進捗状況の説明
- c. サステナビリティに関する管理・経営・監督機関の役割の説明
- d. サステナビリティと関連した企業の方針の説明
- e. 以下の説明
 - (1) サステナビリティに関して実施されたデューデリジェンスプロセス
 - (2) 企業のバリューチェーン（事業の運営、製品・サービス、ビジネス関係とサプライチェーンを含む）に関連する実際の、又は潜在的な悪影響
 - (3) 実際の、又は潜在的な悪影響を防止・緩和・修正するために取られた行動とその結果
- f. サステナビリティに関連した企業の主なリスク（サステナビリティへの企業の主な依存状況を含む）と、どのようにリスク管理を行っているかに関する説明
- g. a.～f.で言及された開示に関連する指標
- 企業は無形資産に関する情報（知的資本、人的資本、社会資本及び関係資本に関する情報を含む）も開示しなければならない。
- 企業は、マネジメントレポートに記載した情報を特定するために実施したプロセスを報告しなければならない。また、このプロセスにおいては、短・中・長期の展望を考慮に入れなければならない。
 - ✓ 上記の情報には、将来に向けた情報と遡及的な情報、定量的情報と定性的情報が含まなければならない。
 - ✓ 必要に応じ、上記の情報には企業のバリューチェーン（自社事業、製品とサービス、取引関係、サプライチェーンを含む）に関する情報が含まなければならない。
 - ✓ 必要に応じ、上記の情報には、マネジメントレポート内のその他の情報及び財務諸表上の金額への言及及び追加説明が含まなければならない。

サステナビリティ報告基準

- 現在、欧州委員会からの委任を受け、EFRAGがサステナビリティ報告基準を開発中。
- ①**セクター横断** ②**セクター別** ③**企業別** の詳細な開示項目が規定される予定。
⇒ デジタルレポーティングの基礎に

表：サステナビリティ報告基準によって定められる開示分野・項目

分野	開示項目
環境	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気候変動の緩和 2. 気候変動への適応 3. 水・海洋資源 4. 汚染 5. 生物多様性と生態系
社会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全ての人に対する機会の平等（ジェンダーの平等、同一労働同一賃金、研修と技能開発、障害者雇用とインクルージョンを含む） 2. 労働条件（安全で適応性のある雇用、賃金、社会的対話、団体交渉及び労働者の関与、ワークライフバランス、健康的で安全かつ適応性のある職場環境を含む） 3. 人権、基本的自由、民主主義の原則及び基準の尊重
ガバナンス	<ol style="list-style-type: none"> 1. 企業の管理・経営・監督組織の役割（サステナビリティに関するものを含む）及びその構成 2. 企業倫理及び企業文化（汚職防止及び贈収賄防止を含む） 3. 企業の政治的関与（ロビー活動を含む） 4. ビジネスパートナーとの関係の管理及び質（支払い慣行を含む） 5. 企業の内部統制及びリスク管理システム（報告プロセスに関するものを含む）

なお、基準の採択に当たっては、以下に留意することが求められている。

- 既存のグローバルな基準・フレームワーク
- SFRD*に基づき、金融市場参加者が必要とする情報
- EUタクソニ規則 等

* SFRD: Sustainable Finance Disclosure Regulation（金融機関等を対象とした開示規制）

- 上記は指令に記載されているものであり、実際の基準はより詳細なレベルで規定されると考えられる。

1. 非財務情報開示指針を巡る世界的な動向
2. IFRS財団によるパブリックコンサルテーション
(2020年9月)
3. IFRS財団による定款改定案
(2021年4月)
4. EU非財務情報開示指令の改定
5. **本日はご議論いただきたい事項**

本日も議論いただきたい事項

1. 質疑応答

- 森委員ご説明資料（Value Reporting Foundationについて）
- 森澤委員ご説明資料（CDPを通して見る非財務情報開示の国際動向）

2. 非財務情報開示の範囲、媒体、利用者の整理（本研究会の議論のベースとして）

- 企業価値報告及びサステナビリティ報告の主な目的は、「誰に」「何を」伝えることか。
- 企業価値報告とサステナビリティ報告の境界はどのように決めるか。境界を決める際、時間軸をどのように設定するか。
- どのような場合に、サステナビリティ報告事項が企業価値報告事項と判断されるか。
(→ 次スライド参照)

3. 意見発信（本研究会の議論の発信方法）

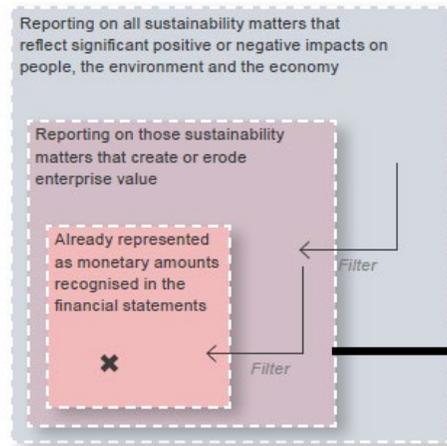
- 非財務情報開示に関する国際的な議論において意見発信を行うにあたり、どのような点に留意が必要か。

4. EU非財務情報開示指令の改定について

- 日本企業（現地法人）が企業サステナビリティ開示指令の対象となった場合、新たに対応が求められる論点・領域は何か。
- そのうち、投資家との対話に資する論点・領域は何か。また、対応において留意すべき点はあるか。

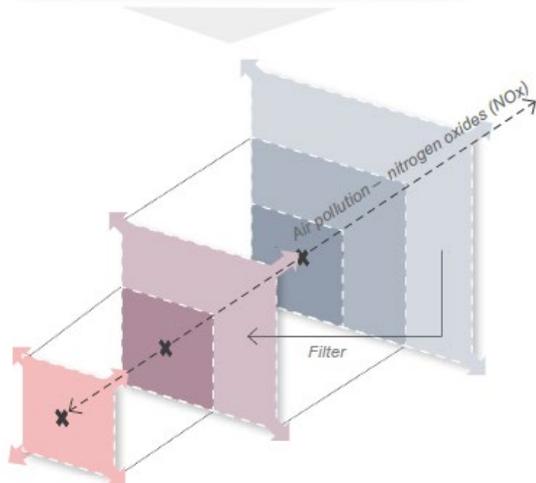
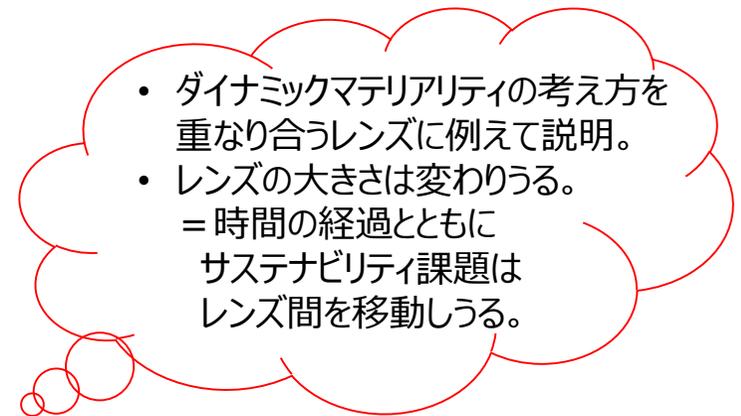
(補足) 企業価値報告とサステナビリティ報告

- 2020年12月に5団体が公表した「企業価値に関する報告」において、「サステナビリティ報告」と「サステナビリティ関連財務開示」を区別しつつ、「サステナビリティ関連財務開示」と「財務会計と開示」を「企業価値報告」と示している。



企業が持続可能な開発に与えるポジティブ・ネガティブな影響を理解したいと考える、様々な目的を持った様々なユーザー向け

企業価値の理解に特に関心のあるユーザー向け



サステナビリティ報告

企業が持続可能な開発に与えるポジティブ・ネガティブな影響を反映する全てのサステナビリティ事項を報告

サステナビリティ関連財務開示

企業価値に影響を与えるサステナビリティ事項を報告
(財務資本の提供者の財務的利益に関係するが、必ずしも金額で測定されるわけではない)

財務会計と開示

企業価値に影響を与えるサステナビリティ事項を報告
(財務諸表に計上・開示される金額に影響を与える範疇で)

企業価値報告